

大川広域行政組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償に関する条例

〔 昭和45年 9月19日 〕  
〔 条 例 第 5 号 〕

改正 昭和46年 3月30日条例第 6号 昭和48年 2月20日条例第 3号  
昭和49年 2月18日条例第 2号 昭和49年 9月12日条例第11号  
昭和50年 2月14日条例第 2号 昭和51年 2月16日条例第 2号  
昭和55年 3月 1日条例第 4号 昭和60年 9月 4日条例第 2号  
平成16年 2月26日条例第 1号 平成16年 2月26日条例第 4号  
平成19年 2月23日条例第 1号 平成20年10月 1日条例第 5号  
令和元年12月25日訓令第 9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬額)

第2条 管理者等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 年額 65,000円
- (2) 副管理者 年額 60,000円

2 管理者等の報酬の支給の方法は、大川広域行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第4号。以下「条例」という。）中議員報酬の支給の方法によつて支給する。

(費用弁償の額及び支給方法)

第3条 管理者等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定に定めるもののほか、管理者等が議会及びこれらに類する会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 その額及び支給方法については、条例中議会議員の費用弁償の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年2月20日条例第3号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年2月18日条例第2号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月12日条例第11号）

この条例は、昭和49年9月11日から施行する。

附 則（昭和50年2月14日条例第2号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年2月16日条例第2号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月1日条例第4号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月26日条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月23日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（令和元年12月25日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。